



# 新たな災害支援ナースに関するご説明

令和6年3月19日

神奈川県健康医療局 医療危機対策本部室

# 災害支援ナースとは

- 地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（看護支援活動）を行う看護職員のこと。
- 令和6年能登半島地震では、24名（12チーム）の災害支援ナースを派遣。

# 新たな災害支援ナースに関するお知らせ

- 令和6年4月に改正医療法・改正感染症法が施行予定。
- 「災害支援ナース」が「DMAT・DPAT」と同様に、行政が養成・登録する「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられる。
- これまで看護協会及び都道府県看護協会が養成してきた災害支援ナース（ボランティア）は、令和5年度をもって終了する。

※説明上「災害支援ナース」を次のとおり定義する

現行(令和6年3月まで)	これから(令和6年4月以降)
旧・災害支援ナース	新・災害支援ナース

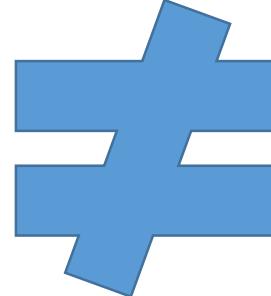
# 新たな災害支援ナースに関するお知らせ

令和6年3月まで



看護師

旧・災害支援ナース 371名



令和6年4月以降



医療機関等に所属する看護師

新・災害支援ナース

→ 令和6年4月以降、「災害支援ナース」という名称は同じだが、別なものとなる

# 現行（令和6年3月まで）の災害支援ナース

※旧・災害支援ナース

- 災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、**日本看護協会及び都道府県看護協会において養成。**

（令和4年度までの神奈川県の災害支援ナースの登録者数は371名であったが令和5年度をもって終了となる）

- 主な活動内容
  - ・被災した医療機関における看護業務
  - ・避難所の環境整備や感染症対策
  - ・避難所における心身の体調不良者に対する受診支援、医療チームへの橋渡し、救急搬送等



日本看護協会の活動として、**法令等の根拠が無く**、ボランティア活動と位置づけられ、手当が支給されない、事故補償が曖昧である等の課題があり、活動が不安定であるとともに、活動参加の制約になっていた。

# 新制度（令和6年4月から）の災害支援ナース

※新・災害支援ナース

- 令和6年度以降、災害支援ナース（災害・新興感染症対応）の養成は  
**D M A TやD P A Tと同様に、厚生労働省が実施する。**  
(令和5年度からの養成研修では神奈川県では79名（45機関）が受講済である)
- 改正医療法の「災害・感染症医療業務従事者」として、**都道府県と医療機関等※との協定に基づく業務と位置づけられる**  
※災害支援ナースが所属する施設（災害拠点病院をはじめとし、診療所や訪問看護ステーション等も含む県内すべての施設が対象）

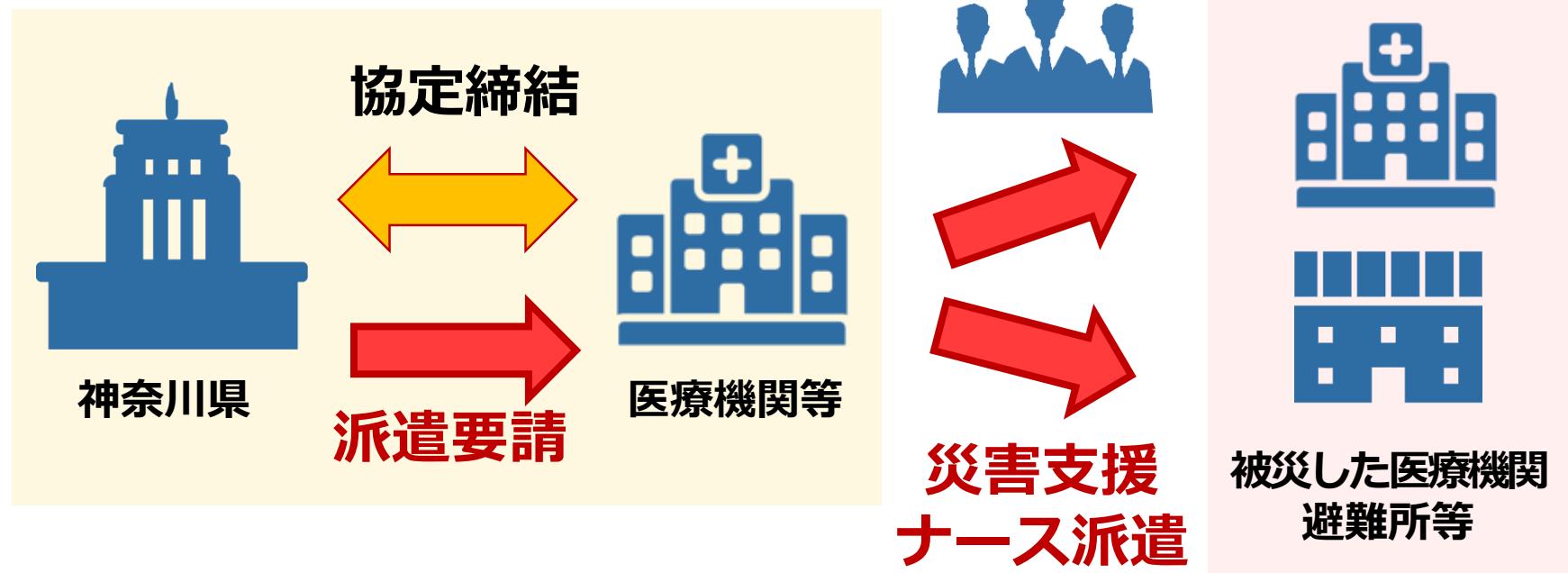


**災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、派遣に係る実費は公的に負担**  
され、災害支援ナースに係る業務は「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境として整備される。

# 新制度（令和6年4月から）の災害支援ナースの派遣協定

※新・災害支援ナース

- これまででは神奈川県看護協会が災害支援ナースに直接派遣を要請していたが、令和6年4月以降は、神奈川県が災害支援ナースが所属する医療機関等と締結した協定をもとに、県が医療機関に対し派遣を要請する



# 災害支援ナースの現行制度とこれから

	現行制度(令和6年3月まで) (旧・災害支援ナース:371名)	新制度(令和6年4月以降) (新・災害支援ナース:令和6年度から79名稼働予定)
法的根拠	なし	医療法
身分や保証	ボランティア(法的根拠なし)	災害・感染症医療業務従事者(医療法に規定)
手当等	法的根拠なし	災害救助法及び感染症法※により支弁 ※感染症法に基づき医療措置協定の締結が必要です。
活動内容	災害支援看護業務	災害支援看護業務 新興感染症支援看護業務
派遣要請の流れ	神奈川県看護協会が災害支援ナースに直接派遣を要請	神奈川県が、災害支援ナースが所属する医療機関等※との協定をもとに、医療機関等に対し派遣を要請 ※災害支援ナースが所属する施設(災害拠点病院をはじめとし、診療所や訪問看護ステーション等も含む県内すべての施設が対象)

## 今後の予定

- 令和6年3月7日（木）17:30～18:00  
県主催により、新・災害支援ナースが所属する医療機関（45機関）向  
けに協定締結に関する説明会を実施予定
- 令和6年3月8日（金）～  
県が医療機関等との協定締結事務
- 令和6年4月1日（月）  
**「神奈川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」の協定締結日**

# 参考：県が令和6年度に協定締結予定の施設 (令和5年度災害支援ナース養成研修の受講者が所属する施設)

地区	受講者数	施設名
横浜	2	横浜労災病院
	2	昭和大学藤が丘病院
	1	横浜総合病院
	1	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
	2	横浜旭中央病院
	1	横浜栄共済病院
	3	神奈川県立がんセンター
	1	国際親善病院
	1	上白根病院
	3	横浜市立大学附属市民総合医療センター
	4	横浜市立大学附属病院
	2	横浜市立みなど赤十字病院
	3	横浜南共済病院
	2	横浜市南部病院
	2	神奈川県立こども医療センター
	1	JCHO横浜中央病院
	2	関東病院

地区	受講者数	施設名
川崎	1	川崎市立多摩病院
	2	関東労災病院
	2	新百合ヶ丘総合
	1	川崎市立井田病院
	1	総合高津中央病院
	1	総合川崎臨港病院
相模原	3	北里大学病院
	1	相模原協同病院
	1	総合相模更生病院
	1	相模ヶ丘病院
	1	相模原中央病院
横須賀	4	横須賀共済病院
	1	湘南鎌倉総合病院
	1	横須賀市立うわまち病院
	1	衣笠病院

地区	受講者数	施設名
小田原	4	東海大学医学部付属病院
	1	小田原市立病院
	1	伊勢原協同病院
	1	秦野赤十字訪問看護ステーション
	3	神奈川県立足柄上病院
	1	箱根リハビリテーション病院
湘南	1	藤沢市民病院
	4	茅ヶ崎市立病院
	1	平塚市民病院
	2	藤沢湘南台病院
	2	海老名総合病院
	2	大和市立病院
	1	神奈川リハビリテーション病院

45機関79名

**説明は以上です。**